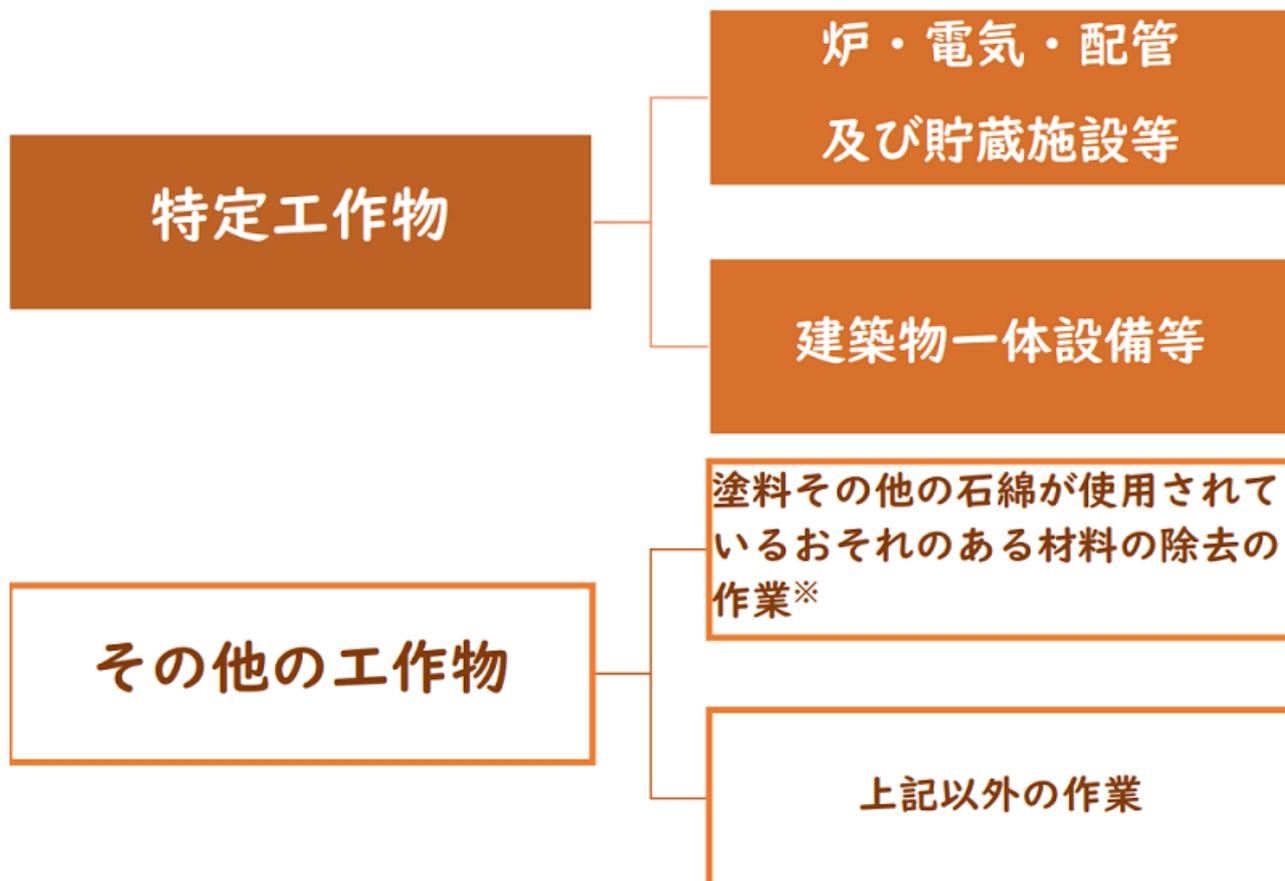


工作物の種類



※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合

特定工作物（環境省告示）

- ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備、⑤焼却設備、⑥煙突、⑦貯蔵設備、
- ⑧発電設備、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い

【参考】 要注意① 特定工作物としての電気設備

○空調・照明設備

電気設備専用の空調設備・照明設備も「電気設備」（⑧発電設備、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備）として『特定工作物』

(例)

- ✓ 工作物対象に特化した空調設備
- ✓ 発電所等でも上家のある建築物ではなく、特定工作物のみへの空調を行っている空調設備

→ 「工作物石綿事前調査者」による調査が必要

【参考】 要注意② 配管設備

下水管 → 『特定工作物』

上水道管 → 『その他の工作物』

※建築設備に該当するものは工作物ではなく、建築物。

【確認時における注意点】

- 管材のほか、フランジやバルブなどの箇所に、ガスケットやパッキンといった石綿を含有している資材（シール材関係）が使用されている可能性がある。
- 配管廻りに石綿含有の保温材が施工されている場合がある。

※出典

大阪府ホームページ「大阪府石綿規制紹介動画サイト」(3) 工作物の石綿事前調査について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/jigyoshohido/asbestos/douga.html>